

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	湯田川地区 (湯田川、藤沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年3月24日 (第3回)

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題※

・昭和50年代に基盤整備を実施したが、土質の関係か排水不良地が多い。  
・地域の担い手より圃場の排水不良対策、大区画化等の基盤整備の要望が多い。  
・獣被害(サル、イノシシ、ハクビシン等)が多く発生しており、一部圃場では電気柵等を導入しているが、広い範囲での  
取り組みが求められている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方※

・水稻、ただちや豆等を主要作物として基盤整備事業及び鳥獣被害防止対策等に取り組み農業所得の向上を目指す。  
・湯田川産孟宗、湯田川温泉との連携、観光農園、加工品等に取り組み地産品目の振興を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	130 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	130 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後も全ての農地を耕作することを基本とし、非農地、保全管理などの区分は行わない。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
農地利用は担い手への集積、集約を基本とし、生産組合（農業を担う者含む）が主体となり総合的な農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構を通して行う。
(3)基盤整備事業への取組方針※
農地の暗渠、大区画化等の基盤整備事業を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害対策支援事業を活用し、鳥獣被害防止対策に取り組む。